

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第1節 習志野市の概況

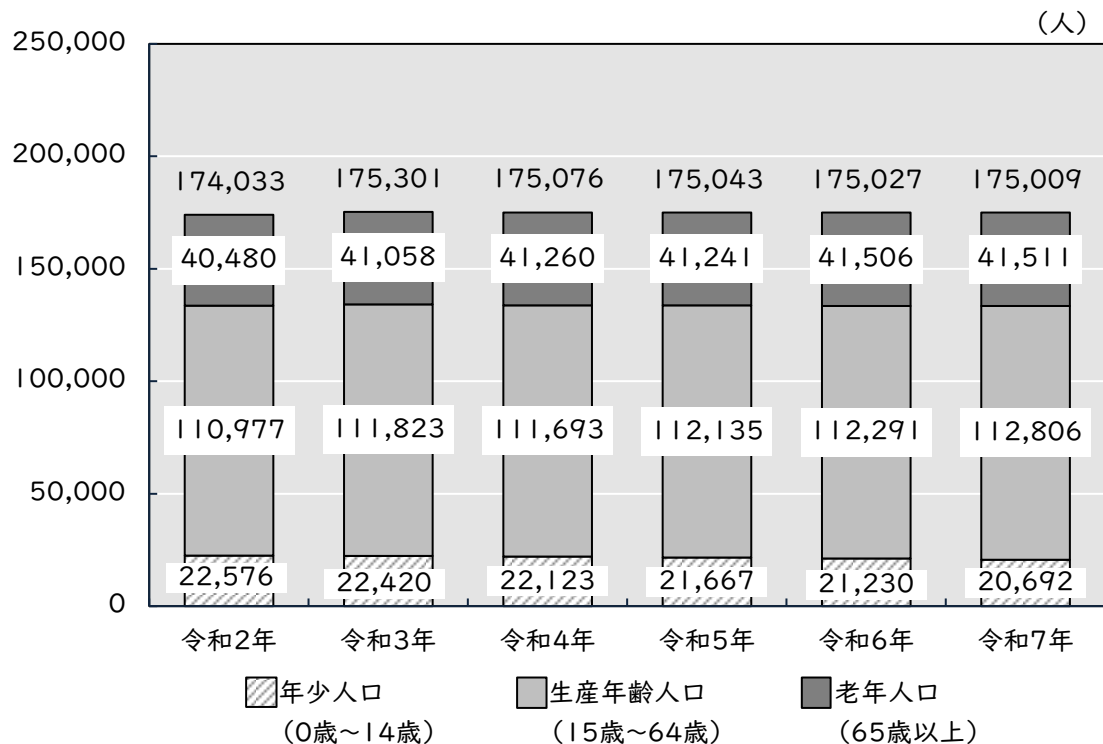
1. 人口動態

(1) 総人口と 3 区分別人口

本市の総人口は、令和 2 年に 174,033 人でしたが、令和 7 年には 175,009 人と 976 人増加しています。

人口 3 区分別にみると、高齢人口は 1,031 人、0.4 ポイントの増加となっており、生産年齢人口も 1,829 人、0.7 ポイントの増加となっています。一方、年少人口は 1,884 人、1.2 ポイントの減少となっています。

<総人口と 3 区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳人口（各年 3 月末日現在）

<人口構成割合の推移>

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
年少人口	13.0%	12.8%	12.6%	12.4%	12.1%	11.8%
生産年齢人口	63.8%	63.8%	63.8%	64.1%	64.2%	64.5%
老年人口	23.3%	23.4%	23.6%	23.6%	23.7%	23.7%

資料：住民基本台帳人口（各年 3 月末日現在）

<町名別人口の推移>

(人)

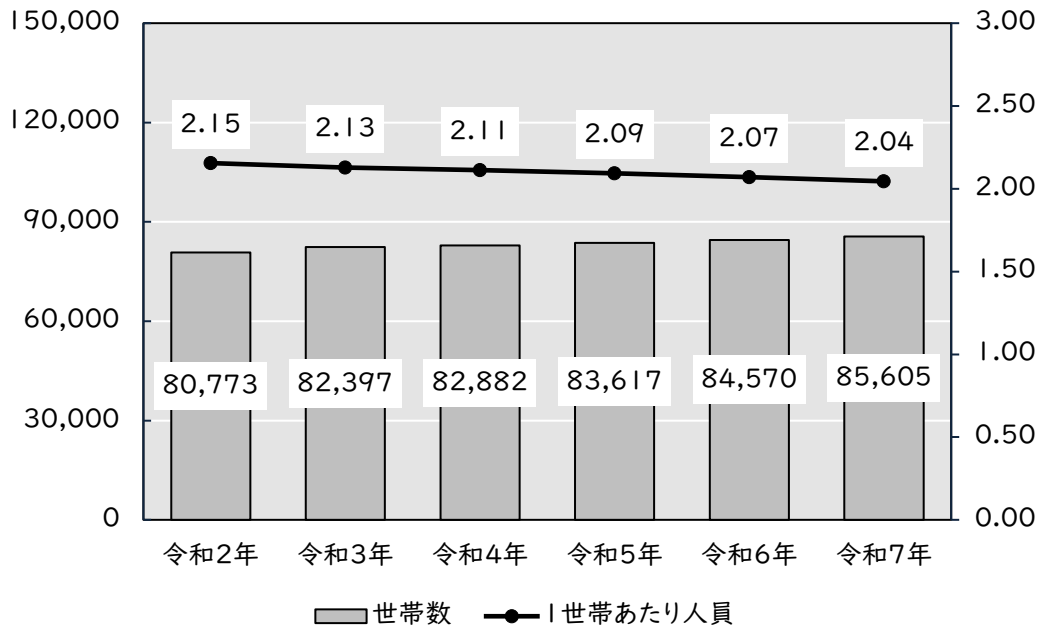
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
茜浜	28	33	26	33	37	40
秋津	6,564	6,539	6,438	6,434	6,358	6,309
泉町	2,518	2,540	2,598	2,553	2,475	2,455
大久保	9,771	10,055	9,993	10,176	10,340	10,360
香澄	6,091	6,061	6,060	5,968	5,932	5,908
奏の杜	8,228	8,194	8,291	8,418	8,594	8,589
鷺沼	7,693	7,736	7,848	7,943	8,010	7,982
鷺沼台	7,555	7,631	7,645	7,688	7,745	7,789
芝園	373	439	479	558	559	575
新栄	1,994	1,945	1,912	1,944	1,950	1,958
袖ヶ浦	11,196	10,925	10,611	10,342	10,199	10,074
津田沼	15,746	15,810	15,832	16,022	15,949	15,973
花咲	4,558	4,543	4,538	4,525	4,540	4,529
東習志野	21,177	21,192	21,015	20,836	20,764	20,677
藤崎	15,638	15,581	15,510	15,350	15,268	15,367
実籾、実籾本郷	9,808	9,742	9,685	9,589	9,646	9,745
本大久保	10,001	9,874	9,881	9,950	9,900	9,838
屋敷	5,865	5,922	5,975	5,978	5,929	5,905
谷津	28,742	30,068	30,281	30,290	30,371	30,485
谷津町	487	471	458	446	461	451
計	174,033	175,301	175,076	175,043	175,027	175,009

資料：住民基本台帳人口（各年 3 月末日現在）

(2) 世帯数と世帯構造

本市の世帯数は、令和 2 年の 80,773 世帯から令和 7 年に 85,605 世帯へと総人口同様に増加していますが、世帯数の増加率が総人口の増加率を上回っているため、1 世帯当たり人員は減少しています。

<世帯数と世帯構造の推移>



資料：住民基本台帳人口（各年 3 月末日現在）

本市の世帯構成は、世帯数が増加傾向にある中で、国勢調査のあった、平成 27 年と令和 2 年と比較すると、一般世帯数が 6,959 世帯増加していますが、そのうち単独世帯が 5,526 世帯増加しており、単独世帯の構成割合が 3.9 ポイント増加しています。

<一般世帯に占める世帯構成の推移>

(世帯)

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
一般世帯	70,099	100.0%	72,308	100.0%	79,267	100.0%
親族のみ世帯	45,690	65.2%	46,973	65.0%	48,133	60.7%
核家族世帯	42,127	60.1%	43,971	60.8%	45,363	57.2%
非親族を含む世帯	663	0.9%	688	1.0%	779	1.0%
単独世帯	23,744	33.9%	24,633	34.1%	30,159	38.0%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

第2節 地域福祉の現状

1. 子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 出生の状況

本市の出生数は、令和 2 年に 1,287 人でしたが、令和 5 年には 1,109 人と 178 人減少しており、出生率は 1.0 ポイント減少しています。同様に、女性が生涯に産む子どもの平均数である合計特殊出生率も、令和 2 年から 0.12 減少しています。

＜出生状況の推移＞

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
出生数	1,287	1,158	1,159	1,109
出生率	7.5	6.8	6.8	6.5
合計特殊出生率	1.31	1.20	1.23	1.19

資料：千葉県衛生統計年報

※調査期間は、各年 1 月 1 日～12 月末日まで。

本市の母親の年齢階級別の出生状況では、令和 2 年から令和 5 年の推移をみると、ほとんどの年代で出産数の減少がみられています。また 30 代前半が最も出生数が多くなっていることに加え、40 歳～44 歳の出生数は増加していることから、依然として出産の高年齢化傾向にあります。

＜母親年齢別出生数の推移＞

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
15 歳未満	1	0	0	0
15～19 歳	6	5	4	1
20～24 歳	50	52	51	28
25～29 歳	262	265	248	255
30～34 歳	522	439	462	447
35～39 歳	360	316	302	280
40～44 歳	83	80	85	92
45～49 歳	3	1	6	6
50 歳以上	0	0	1	0
計	1,287	1,158	1,159	1,109

資料：千葉県衛生統計年報

※調査期間は、各年 1 月 1 日～12 月末日まで。

(2) ひとり親の状況

本市のひとり親世帯数は全体として、やや減少傾向にあります。

<ひとり親世帯数の推移>

(世帯)

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
18 歳未満の子どもがいる世帯	18,829	100.0%	19,028	100.0%	24,614	100.0%
ひとり親世帯	890	4.7%	789	4.1%	664	2.6%
父子世帯	127	14.3%	90	11.4%	87	13.1%
母子世帯	763	85.7%	699	88.6%	577	86.9%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(3) 教育・保育の状況

①保育所

本市には、令和 7 年 4 月現在、市立保育所 4 所、市立こども園 7 園、私立こども園 5 園、私立保育園 20 園、小規模保育事業所 13 園の認可保育施設があります。就労状況の変化により、入所希望者が増加しておりますが、認可保育施設を増やすことで定員の拡大を図った結果、待機児童は減少傾向にあります。

<認可保育所の児童数などの推移>

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
入所児童数	3,225	3,467	3,554	3,679	3,723	3,758
定員数	3,089	3,361	3,464	3,558	4,088	4,239
定員に対する入所割合	104.4%	103.2%	102.6%	103.4%	91.1%	88.7%
(参考)待機児童数	55	24	16	8	2	5

資料：福祉行政報告例（各年 4 月 1 日現在）

※入所児童数は、管外受託児童を含み、管外委託児童およびこども園短時間児を除く。

②幼稚園

本市には、幼稚園 5 園・こども園 12 園があり、そのうち市立として幼稚園 3 園、こども園 7 園を本市が運営しています。

＜幼稚園(私立含む)園児数の推移＞ (人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
幼稚園	2,080	1,969	1,827	1,623	1,488	1,306

資料：こども保育課（各年 5 月 1 日現在）

※こども園長時間児を除く。

※私立幼稚園 2 園・私立こども園 5 園を含む。

③学校

本市には、小学校 16 校、中学校 8 校、高等学校 4 校があり、そのうち市立学校は、小学校 16 校、中学校 7 校、高等学校 1 校となっています。

＜幼稚園(私立含む)園児数の推移＞ (人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学校	9,025	9,084	9,097	9,060	8,895
中学校	4,951	4,987	5,035	4,983	5,000
高校	3,867	3,822	3,777	3,764	3,735
計	17,843	17,893	17,909	17,807	17,630

資料：習志野市こども若者まんなか計画（各年 5 月 1 日現在）

④放課後児童会

本市では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童の健全な育成と事故防止を図るため、小学校 1 年生から 6 年生までの児童を対象とした、放課後児童会を開設しています。地区により利用児童の増減があるものの、全体としては増加傾向で推移しており、令和 2 年から令和 7 年にかけて 392 人増加しています。

<学校などの児童・生徒数などの推移>

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
袖ヶ浦西児童会	50	42	51	39	43	42
大久保第一児童会 (大久保児童会)	75	67	61	69	82	37
大久保第二児童会	44	42	54	70	78	36
大久保第三児童会	—	—	—	—	0	32
大久保第四児童会	—	—	—	—	0	33
鷺沼第一児童会 (鷺沼児童会)	77	40	52	59	57	60
鷺沼第二児童会	52	35	44	43	39	44
鷺沼第三児童会	0	35	33	39	47	50
谷津第一児童会 (谷津児童館)	47	54	53	57	64	64
谷津第二児童会	50	55	51	55	59	62
谷津第三児童会	49	54	51	58	66	69
谷津第四児童会	50	57	54	62	69	69
谷津第五児童会	—	—	41	43	45	46
谷津第六児童会	—	—	—	38	38	56
大久保東児童会	75	53	66	74	77	73
大久保第二児童会	—	—	—	—	—	0
東習志野第一児童会 (東習志野児童会)	39	32	41	37	37	36
東習志野第二児童会	39	33	40	39	34	28
東習志野第三児童会	39	31	38	38	28	32
実花第一児童会 (実花児童会)	42	42	45	31	32	29
実花第二児童会	41	48	48	38	29	29
つだぬま第一児童会	49	51	44	47	52	46
つだぬま第二児童会	48	49	41	47	52	41
つだぬま第三児童会	37	37	60	71	79	73

【資料 3】
習志野市第 3 期地域福祉計画第 3 章

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
向山第一児童会 (向山児童会)	33	32	38	31	40	39
向山第二児童会	26	30	33	33	41	45
実籾児童会	43	32	37	39	64	75
藤崎第一児童会	42	38	38	44	40	47
藤崎第二児童会	41	39	35	43	40	47
屋敷第一児童会 (屋敷児童会)	44	44	46	43	37	45
屋敷第二児童会	45	44	47	38	37	44
屋敷第三児童会	37	37	59	60	61	66
秋津児童会	45	49	53	55	52	61
袖ヶ浦東児童会	54	44	28	37	40	35
香澄児童会	50	43	38	22	27	30
谷津南第一児童会 (谷津南児童会)	37	39	47	41	54	51
谷津南第二児童会	45	53	65	66	77	75
谷津南第三児童会	45	55	66	70	76	75
谷津南第四児童会	—	—	—	38	50	60
計	1,490	1,436	1,598	1,714	1,843	1,882

(5) 子どもの虐待の状況

＜子どもの虐待種別数の推移＞ (人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
身体的虐待						
心理的虐待						
ネグレクト						
性的虐待						
経済的虐待						
不明・疑い						
計						

資料：子育て支援課（各年 3 月末日現在）

※ 心理的虐待とは、子どもの心を著しく傷つけること。（脅迫、無視、DVの様子を目撃させる等）

※ ネグレクトとは、保護者としての監護を著しく怠ること。（食事を与えない、家に閉じ込める等）

＜子育て支援相談実施状況＞ (件)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
性格・生活習慣など						
学校生活・不登校/非行						
虐待						
養育環境など						
その他						
計（相談件数）						
計（相談人数）						

資料：子育て支援課（各年 3 月末日現在）

※ 性格・生活習慣など/知能・言語/心身障がい

・児童の性格（神経質、わがまま等）や生活習慣（食事、清潔の習慣など）、習癖（つめかみ、夜尿、夜泣き等）に関する相談

・児童の知能、言語に関する相談

・知的や心身の機能上の障がいのある児童の家庭における養育に関する相談

※ 養育環境など

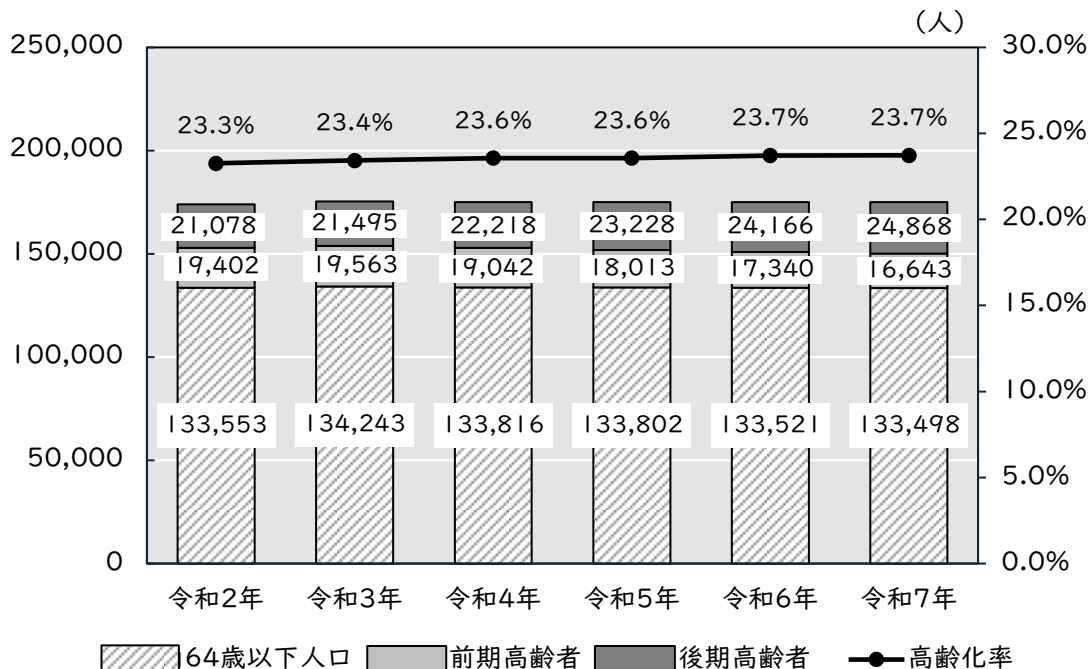
・児童の養育についての経済的問題や、養育に欠ける、不良な地域環境など、児童の環境条件に関する相談・児童に係る親子関係（虐待を除く）などに関する相談

2. 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者の全体状況

本市の高齢者数は、前期・後期高齢者ともに増加しています。また、65 歳以上の人が総人口に占める割合を示す高齢化率も令和 2 年では 23.3%でしたが、令和 7 年には 23.7%と 0.4%増加しています。

<総人口に占める高齢者人口の推移>



資料：住民基本人口（各年 3 月末日現在）

(2) 前期高齢者と後期高齢者の推移

本市の高齢者人口は増加傾向にある中で、前期高齢者の割合は令和 2 年の 47.9%から令和 7 年には 40.1%と約 8%減少しています。一方後期高齢者の割合は 52.1%から 59.9%と約 8%増加しており、前期高齢者より後期高齢者の割合が高くなっています。

<総人口における高齢者人口および前後期高齢者割合の推移>

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
高齢者人口	40,480	41,058	41,260	41,241	41,506	41,511
前期高齢者割合	47.9%	47.6%	46.2%	43.7%	41.8%	40.1
後期高齢者割合	52.1%	52.4%	53.8%	56.3%	58.2%	59.9%

資料：住民基本人口（各年 3 月末日現在）

【資料 3】

習志野市第 3 期地域福祉計画第 3 章

(3) 高齢者の世帯の状況

本市における高齢者の世帯の状況は、一般世帯に占める高齢単身世帯の割合が増加しており、平成 22 年では 7.3%でしたが、令和 2 年では 9.8%となっています。男性、女性とも単身世帯の割合が増加しています。

<高齢者に係る世帯数の推移>

(世帯)

区分	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
一般世帯	70,099	100.0%	72,308	100.0%	79,267	100.0%
65 歳以上の世帯員のいる世帯	13,104	18.7%	24,669	34.1%	26,483	33.4%
高齢夫婦世帯	6,627	9.5%	7,779	10.8%	8,319	10.5%
高齢単身世帯	5,122	7.3%	6,601	9.1%	7,787	9.8%
男性単身世帯	1,630	2.3%	2,087	2.9%	2,581	3.3%
女性単身世帯	3,492	5.0%	4,514	6.2%	5,206	6.6%

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※「高齢夫婦世帯」は、本資料では、夫 65 歳以上・妻 60 歳以上としている。

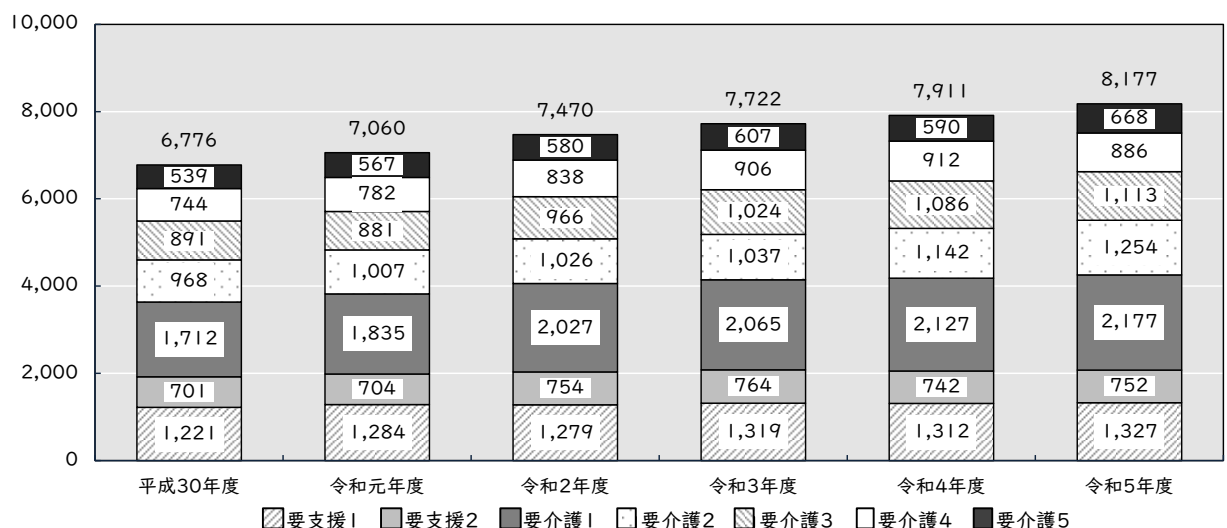
※一般世帯とは、施設などの世帯（寮・寄宿舎の学生、病院の入院者、社会施設の入居者、船舶乗務員など）以外をいう。

(4) 要支援・要介護認定者数の状況

本市における平成 30 年の要支援および要介護認定者数は 6,776 人でしたが、令和 5 年には 8,177 人に増加しています。また、要介護 1 と要介護 2 において、認定者数が増加傾向にあります。

<要支援・要介護認定者数の推移>

(人)



資料：習志野市歳入歳出決算報告書（各年 3 月末日現在）

(5) 高齢者の虐待の状況

本市において、高齢者虐待として相談・通報・報告を受けた数は、年々増加しています。合計数は、令和 2 年度には 25 件でしたが、令和 6 年度には 51 件となっており、約 2 倍となっています。

<高齢者の虐待種別数の推移>

(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
身体的虐待	15	26	42	27	41
心理的虐待	4	8	5	13	9
経済的虐待	4	0	1	5	1
介護放棄	2	3	1	1	0
計	25	37	49	46	51
認知件数	2	2	9	5	1

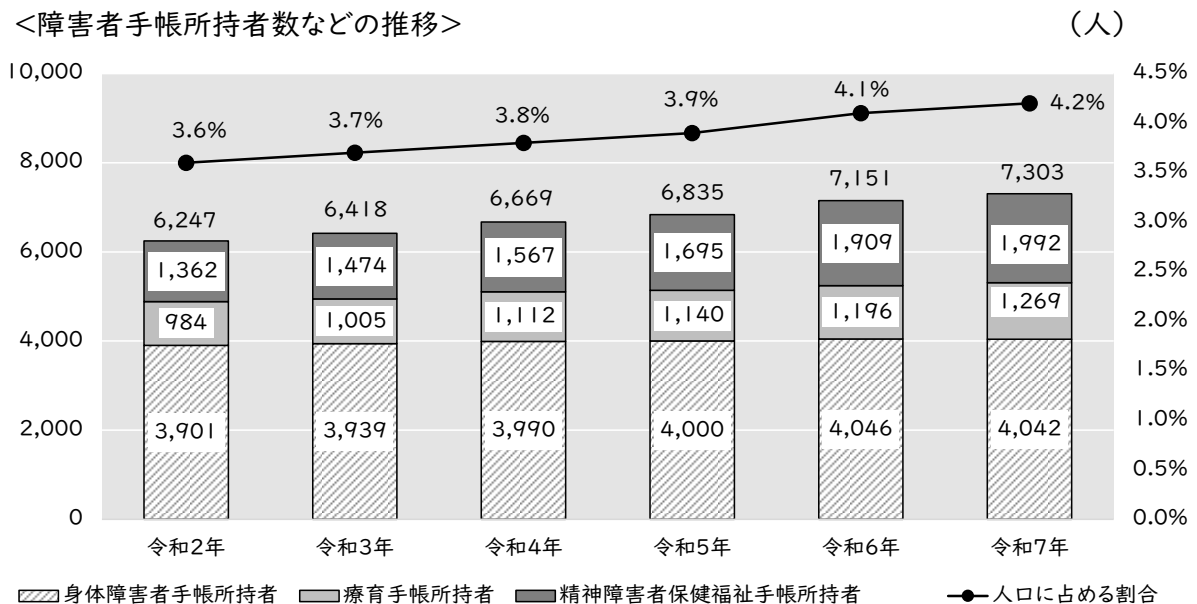
出典：高齢者支援課（各年 3 月末日現在）

※1 事例につき、複数の虐待が該当するものを含みます。

3. 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 障がいのある人の全体状況

本市の障がいのある人の総数は身体障害者手帳保持者がもっとも多く、令和 7 年の障害者手帳保持者 7,303 人のうち 4,042 人となっています。一方増加が著しいのは、精神障害者保健福祉手帳保持者で令和 2 年から令和 7 年にかけて 630 人、約 1.5 倍増加しています。



資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

(2) 自立支援医療の状況

障害者医療費公費負担は、各個別の法律で規定されていましたが、障害者総合支援法により一元化された自立支援医療制度に変更されています。

＜自立支援医療に係る給付状況（延べ）の推移＞ (人)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
更生医療	239	257	301	326	308	357
育成医療	24	20	12	19	14	9
精神通院医療	—	2,835	2,694	2,829	2,987	—

資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

(3) 障がいのある人の雇用状況

障害者の雇用の促進に関する法律では、事業主に対して、雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられています。令和 6 年 4 月 1 日から法改正により雇用率が変更となりました。

なお、本市の令和 6 年 6 月 1 日現在の障がいのある人の実雇用率は、市長事務部局が 2.10%、教育委員会が 1.98%、企業局が 6.57%となっています。

<事業主別法定雇用率>

事業主区分	法定雇用率の変更	
	令和 6 年 4 月 1 日以降	令和 8 年 7 月 1 日以降
民 間 企 業	2.5%	2.7%
国 ・ 地 方 公 共 団 体	2.8%	3.0%
都 道 府 県 な の 教 育 委 員 会	2.7%	2.9%

<本市における雇用状況>

習志野市	実雇用率	法定雇用率
市 長 事 務 部 局	2.10%	2.8%
教 育 委 員 会	1.98%	2.7%
企 業 局	6.57%	2.8%

資料：千葉労働局（令和 6 年 6 月 1 日現在）

(4) 障がいのある人の虐待の状況

本市において障がいのある人の虐待として把握している数は、増減を繰り返し横ばいで推移しています。一方で、経済的虐待はここ数年で増加傾向にあります。

<障がいのある人の虐待種別数の推移>

(人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
身体的虐待	4	3	4	2	4
心理的虐待	3	2	5	1	0
ネグレクト	0	0	0	0	0
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	1	4	5
不明・疑い	2	7	6	3	2
計	9	12	16	10	11

出典：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

<障がい者の虐待通報数>

(件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
身体的虐待	13	16	16	25	20

出典：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

4. 生活困窮者を取り巻く状況

＜生活保護状況の推移＞ (人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
被保護人員	2,229	2,238	2,220			
保護率	12.72%	12.79%	12.61%			

資料:生活相談課(各年 3 月末日現在)

＜自立相談支援事業の推移＞ (件)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
新規相談受付件数	875	548	343	254	354

資料:生活相談課(各年 3 月末日現在)

＜家計相談支援事業の推移＞ (件)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
家計改善支援事業 関係の相談者数	735	436	217	182	216

資料:生活相談課(各年 3 月末日現在)

※家計相談支援事業は令和元年度より家計改善支援事業へ事業名が変更となりました。

5. 関係組織・団体の状況

(1) 地域組織・団体

①町会・自治会など

本市では、町会・自治会などの自治組織があり、さらに地域ごとに 16 の連合町会が組織されています。本市の町会など加入世帯数は、令和元年度に 53,642 世帯、世帯数に占める加入率は 67.2%となっていますが、令和 6 年度には 52,164 世帯、60.9%と減少傾向になっています。

＜町会など加入率および加入世帯数の推移＞ (組織、世帯)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
組織	251	249	249	250	250	249
全世帯数	79,764	82,882	83,617	84,570	85,605	82,397
加入世帯数	53,642	53,119	53,153	52,998	52,261	52,164
加入率	67.2%	64.5%	64.1%	63.4%	61.8%	60.9%

資料：協働政策課（各年 3 月末日現在）

※加入率＝加入世帯数/全世帯数

②自主防災組織

本市では、大規模災害発生時の重要な役割を担う「共助」の強化を図るため自主防災組織の設置・活動促進に取り組んでいます。自主防災組織加入世帯数は、令和 2 年に 50,520 世帯となっていますが、令和 6 年には 51,192 世帯と増加傾向にあります。一方で、組織率は 1.5 ポイント減少しています。

＜組織数および組織率の推移＞ (組織、世帯)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
組織	225	225	226	230	232
全世帯数	82,397	82,882	83,617	84,570	85,605
自主防災組織加入世帯数	50,520	50,293	50,548	50,874	51,192
組織率	61.3%	60.7%	60.5%	60.2%	59.8%

資料：危機管理課（各年 3 月末日現在）

※ 組織率＝自主防災組織加入世帯数/全世帯数

③老人クラブ

本市の老人クラブは、令和 2 年に 50 団体、会員数 2,325 人でしたが、コロナ禍の影響も受け、令和 7 年は 41 団体、会員数 1,565 人と高齢者人口は増加しているものの、組織数・会員数は減少しています。

＜組織数および会員数の推移＞ (組織、人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
組織	50	47	47	45	43	41
会員	2,325	2,121	2,052	1,790	1,676	1,565

資料：高齢者支援課（各年 4 月 1 日現在）

(2) 福祉団体

① 習志野市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全国都道府県・指定都市・市町村に組織的に設立されている民間の福祉団体です。地域が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の課題として捉え、地域住民とともに考え、解決しようとする公共性・公益性の高い民間の非営利団体として地域福祉の推進を目指しています。

本市には、昭和 34 年に習志野市社会福祉協議会が社会福祉法人として団体設立（法人認可は昭和 42 年）されています。

＜組織数および会員数の推移＞ (団体、人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
一般会員	25,702	25,949	25,506	25,266	24,393
特別会員	620	747	836	808	786
計	26,322	26,696	26,342	26,074	25,179

資料：習志野市社会福祉協議会（各年 3 月末日現在）

※ 会員は、住民からなる一般会員と、個人・法人・団体の特別会員から構成されている。

また、社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、さまざまな地域福祉活動を行っています。主な事業内容は以下のとおりです。

【習志野市社会福祉協議会の主な事業内容】

● 社会福祉協議会支部活動の推進

習志野市内 16 か所に社会福祉協議会支部を設置し、地域住民の皆様の参加と協力をいただき、地域の特性を活かしながら、地域内の福祉課題・ニーズに対して主体的・自発的な地域福祉活動を展開しています。

- ・ひとり暮らし高齢者食事サービス事業
- ・ふれあい交流事業（ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン）
- ・地域福祉懇談会の開催
- ・住民参加型家事援助などサービス事業 など

- ボランティア・市民活動センターの運営
- ボランティアの相談、紹介、募集、育成
- 災害ボランティア活動の実施
- 福祉教育の推進、福祉体験の実施
- 車イス・福祉車両の貸出し
- 心配ごと相談所の運営
- 福祉資金（生活福祉資金・福祉銀行）の貸付
- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）
- （指定管理）老人福祉センター「さくらの家」、地域福祉センター「いずみの家」の管理運営
- 赤い羽根共同募金運動（10/1～3/31）の推進
- 歳末たすけあい募金運動（12/1～12/31）の推進
- （受託事業）成年後見センターの運営事業
- （受託事業）生活支援体制整備事業

②民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民に、市町村民生委員推薦会、都道府県知事の推薦を経て厚生労働大臣が 3 年の任期で委嘱します。

民生委員・児童委員は、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指し、社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行っています。

令和 7 年度は、本市の定数 206 名に対し、民生委員・児童委員 200 名が活動しています。内、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員定数 24 名に対し、24 名が活動しています。

＜民生委員・児童委員の相談件数の推移＞ (件)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
在宅福祉	146	152	288	182	192
介護保険	62	72	98	75	100
健康・保健医療	243	371	416	471	394
子育て母子保健	29	25	12	35	14
子どもの地域生活	20	42	48	36	143
子どもの教育・学校生活	263	150	179	214	77
生活費	52	83	59	60	83
年金保険	6	17	0	6	2
仕事	24	35	24	33	14
家族関係	122	218	172	187	163
住居	15	29	51	59	61
生活環境	88	81	74	67	71
日常的支援	320	385	448	580	487
その他	453	665	647	742	797
計	1,843	2,325	2,516	2,747	2,598

資料：健康福祉政策課（各年 3 月末日現在）

【習志野市民生委員・児童委員の主な事業内容】

- 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - ・普段の見守り活動
- 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう
に生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - ・相談 ・関係機関との調整 ・研修会
- 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の
援助を行うこと。
 - ・情報提供 ・関係機関との調整 ・研修会
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連
携し、その事業又は活動を支援すること。
 - ・福祉ふれあいまつり ・共同募金 ・市民まつり ・ならしの学校音楽祭
- 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
 - ・生活保護世帯の見守り ・避難行動要支援者支援事業 ・子育てふれあい広場
 - ・幼保小中学校の入学式、卒業式への出席 ・10 か月児健康相談・ブックスタート事業

③高齢者相談員

本市では、市独自のボランティア制度として高齢者相談員を配置しています。

高齢者相談員は、長きにわたり社会の進展に貢献された高齢者を敬い、その生活の向上と福祉の増進に寄与するため、当時「老人相談員」として自主的に組織して活動していた市民に対し、昭和 47 年 2 月に正式に市が委嘱し、現在まで高齢者支援に関するさまざまな活動を行っています。主に、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように民生委員・児童委員や町会・自治会などの地域住民や関係機関と協力しながら、高齢者世帯の実態把握、日常生活の相談・援助の他、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で閉じこもりや認知症などにより支援が必要な世帯への定期訪問、介護予防の啓発活動など、市内高齢者に対するきめ細かい活動を行っています。

なお、令和 6 年度は 49 名が活動しています。

④母子保健推進員（地域健康福祉関連団体）

母子保健推進員は、母子保健法に基づいて市民と行政のパイプ役として、保護者の身近な相談相手となり、地区担当保健師と連携しながら育児を支援することを目的に活動しています。

本市では、生後 2 か月頃の乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談・健診などの案内や育児のポイント等の入った「すこやか習志野っ子ファイル」を配布し、説明を行っています。また、乳児や産後の母親の状況を把握し、母親からの相談に応じ、保健指導を要するケースについては、地区担当保健師へつないでいます。さらに 4 か月児健康相談や子育てふれあい広場、健康フェアへ参加する他、行政主催の研修会や地区会を通じて、活動に必要な知識を習得しながら、推進員相互の交流を図っています。なお、令和 6 年度は 29 名が活動しています。

⑤ 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、国民の基本的人権が侵害されることのないように配慮し、もし侵害された場合には、その救済のため適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想を広めるよう努めることを目的に活動しています。市民が人権について関心を持てるように啓発活動を行う他、定期的な人権相談を行っています。

義務教育段階での人権教育を重視し、各学校（校長会）との連携を図って、市内幼稚園や小中学校で人権教室を開催しています。また、人権擁護委員協議会習志野支部会独自の活動として、中学生人権標語コンテストを実施する等、人権意識の周知啓発に取り組んでいます。

なお、令和 6 年度は 11 名が活動しています。

⑥ 障がい者地域共生協議会

障がい者地域共生協議会は、障害者総合支援法に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者の連携強化および支援の体制に関する協議を行い、障がい者福祉の推進のために活動しています。そこには、関係機関のネットワークづくりや必要な社会資源の開拓などを図るため、専門部会を設置しています。

また、多くの市民が「障がい」について正しい理解を深められるよう、障がいのある人についての啓発や、福祉ふれあいまつりへの参加、障がいのある人の就労支援に関する広報紙「ならたく」の作成などに取り組んでいます。

なお、令和 6 年度は 35 名が活動しています。

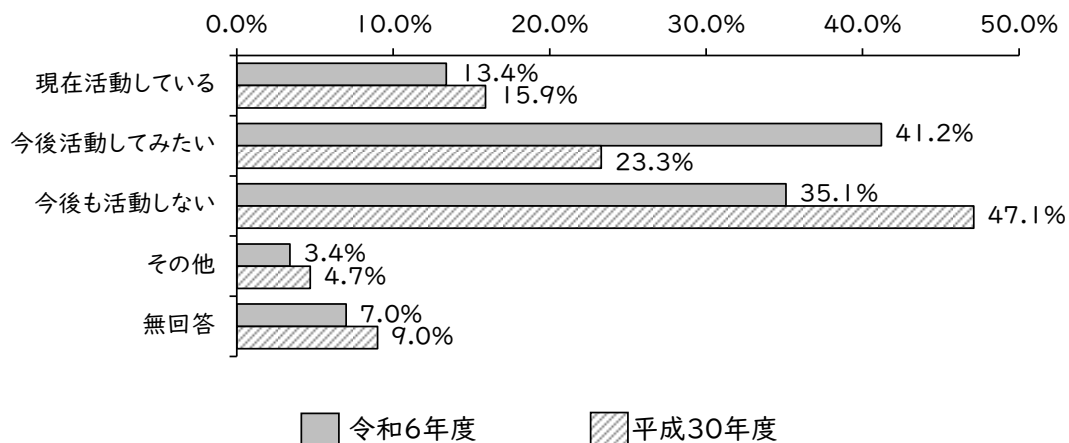
6. 地域福祉について

(1) 令和 6 年度市民意識調査結果概要

1. 本市では、協働型社会の推進を目指しています。現在、あなたは「仕事」や「家庭の場」以外で何か活動していますか。(1 つだけ番号を○で囲んでください。)

「今後活動してみたい」がもっとも多く 41.2%、次いで「今後も活動しない」が 35.1%、「現在活動している」が 13.4%となっています。

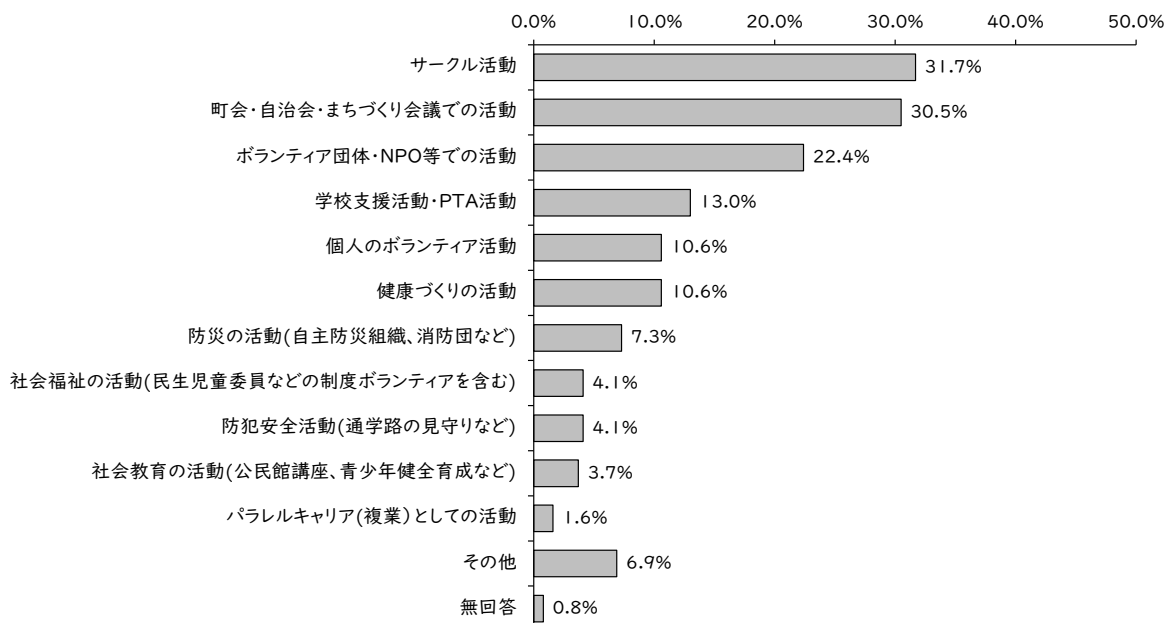
また、第 2 期地域福祉計画策定時の調査結果(平成 30 年度)と比較すると、「現在活動している」は 2.5%現状しているものの、「今後活動してみたい」は 17.9%増加しています。



1 で、「現在活動している」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

1-1 どのような団体の活動ですか。(1 つだけ番号を○で囲んでください。)

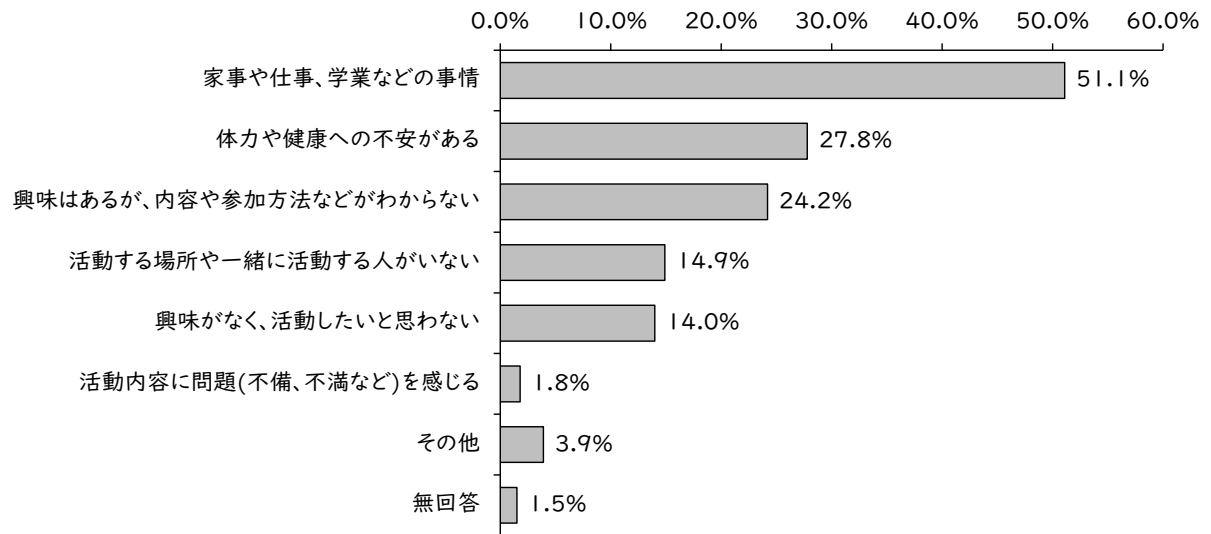
「サークル活動」がもっとも多く 31.7%、次いで「町会・自治会・まちづくり会議での活動」が 30.5%、「ボランティア団体・NPO 等での活動」が 22.4%となっています。



1 で、「今後活動してみたい」「今後も活動しない」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

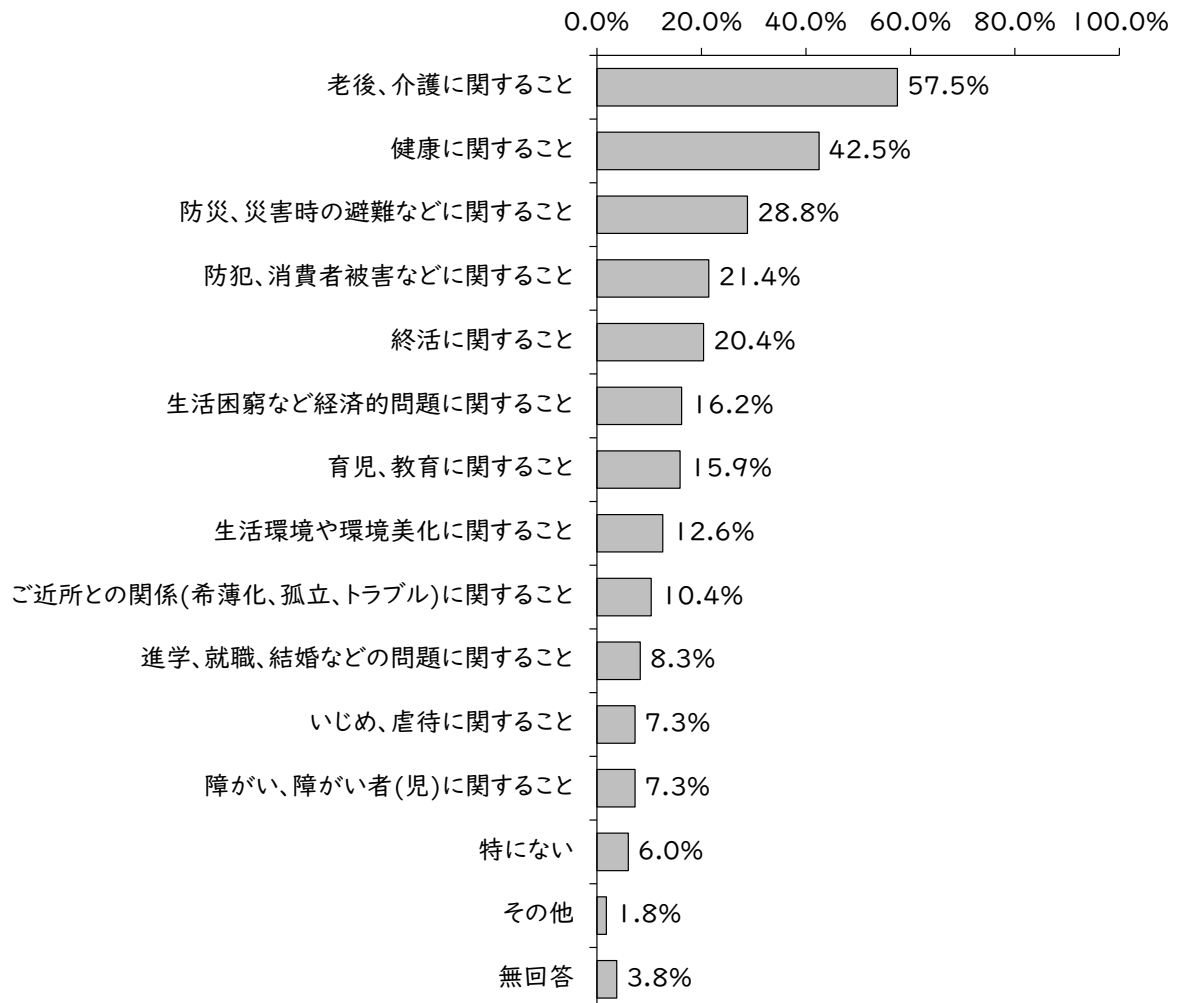
1-2 現在活動していないのは、どのような理由ですか。(1 つだけ番号を○で囲んでください。)

「家事や仕事、学業などの事情」がもっとも多く 51.1%、次いで「体力や健康への不安がある」が 27.8%、「興味はあるが、内容や参加方法などがわからない」が 24.2%となっています。



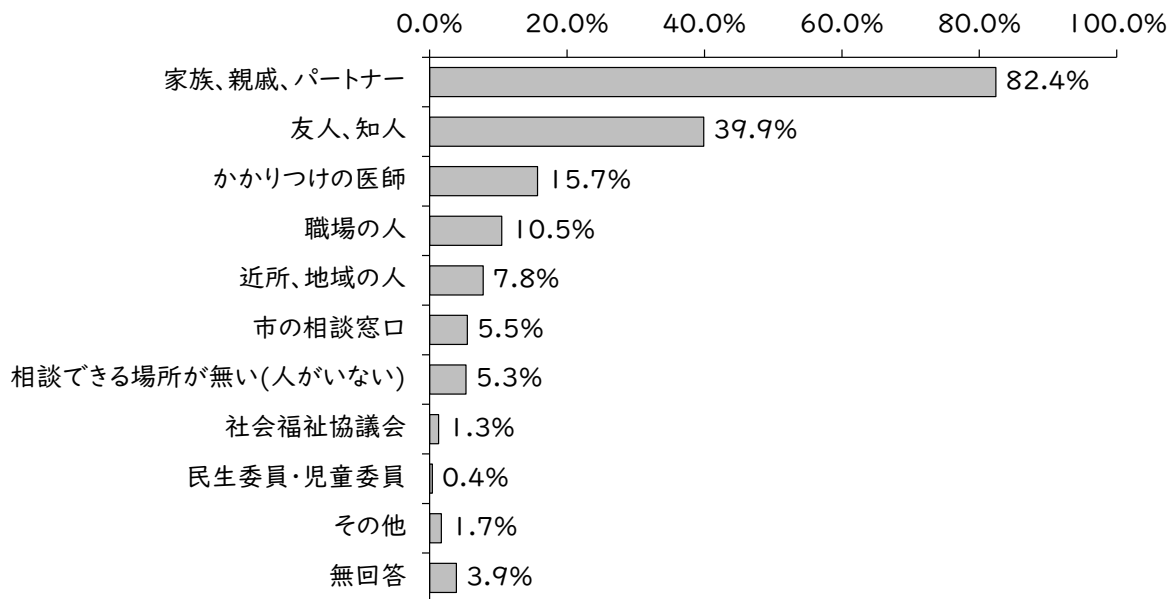
2. 地域福祉についてお伺いします。毎日の暮らしやお住いの地域の中で、心配、不安、気になることは何ですか。(該当するすべての番号を○で囲んでください。)

「老後、介護に関すること」がもっとも多く57.5%、次いで「健康に関すること」が42.5%、「防災、災害時の避難などに関すること」が28.8%となっています。



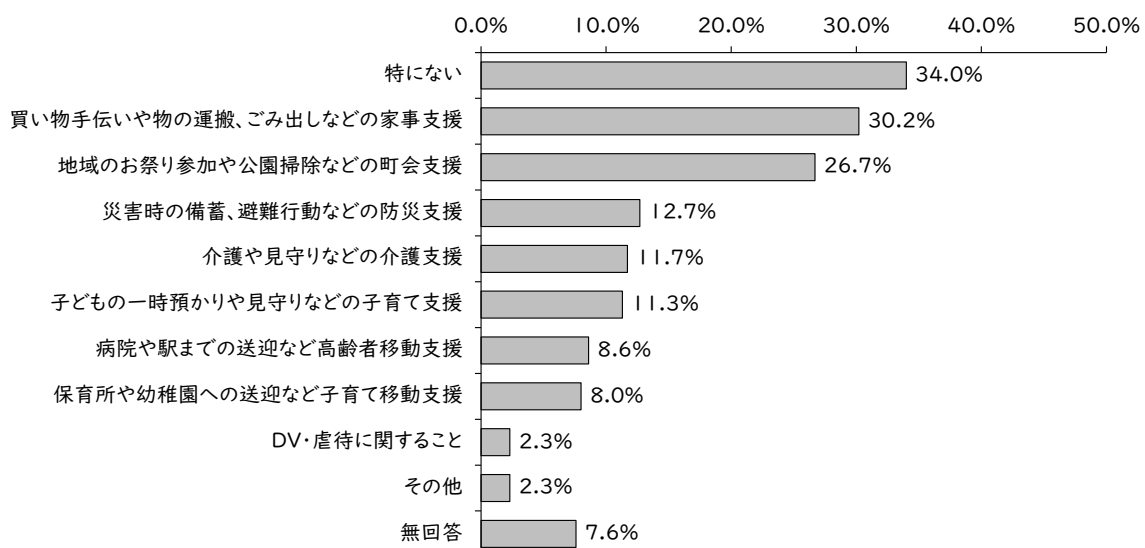
3. 心配、不安、気になることはどこ（だれ）に相談しますか。（該当するすべての番号を○で囲んでください。）

「家族、親戚、パートナー」がもっとも多く 82.4%、次いで「友人、知人」が 39.9%、「かかりつけの医師」が 15.7%となっています。



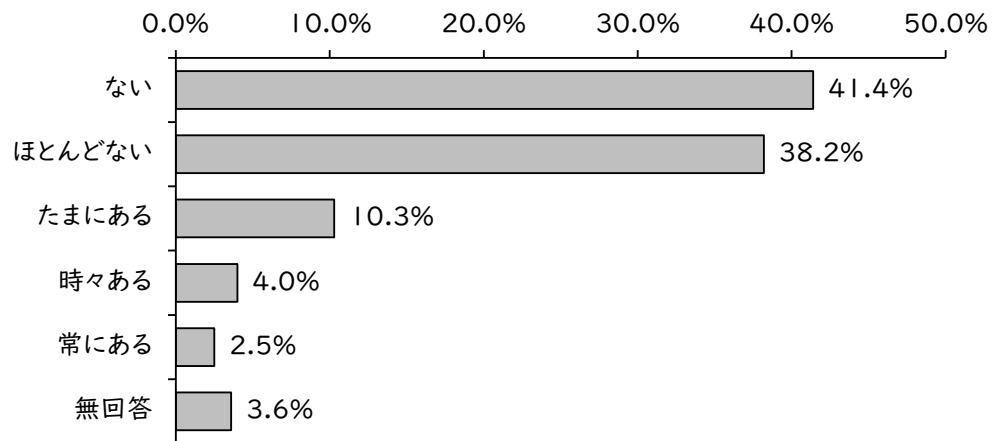
4. 相談や助けを必要とする近所、地域の人に、あなたができる支援はありますか。（該当するすべての番号を○で囲んでください。）

「特にない」がもっとも多く 34.0%、次いで「買い物手伝いや物の運搬、ごみ出し等の家事支援」が 30.2%、「地域のお祭り参加や公園掃除などの町会支援」が 26.7%となっています。



5. あなたは孤独である、孤立していると感じることがありますか。(1 つだけ番号を○で囲んでください。)

「ない」がもっとも多く 41.1%、次いで「ほとんどある」が 38.2%、「たまにある」が 10.3%となっています。

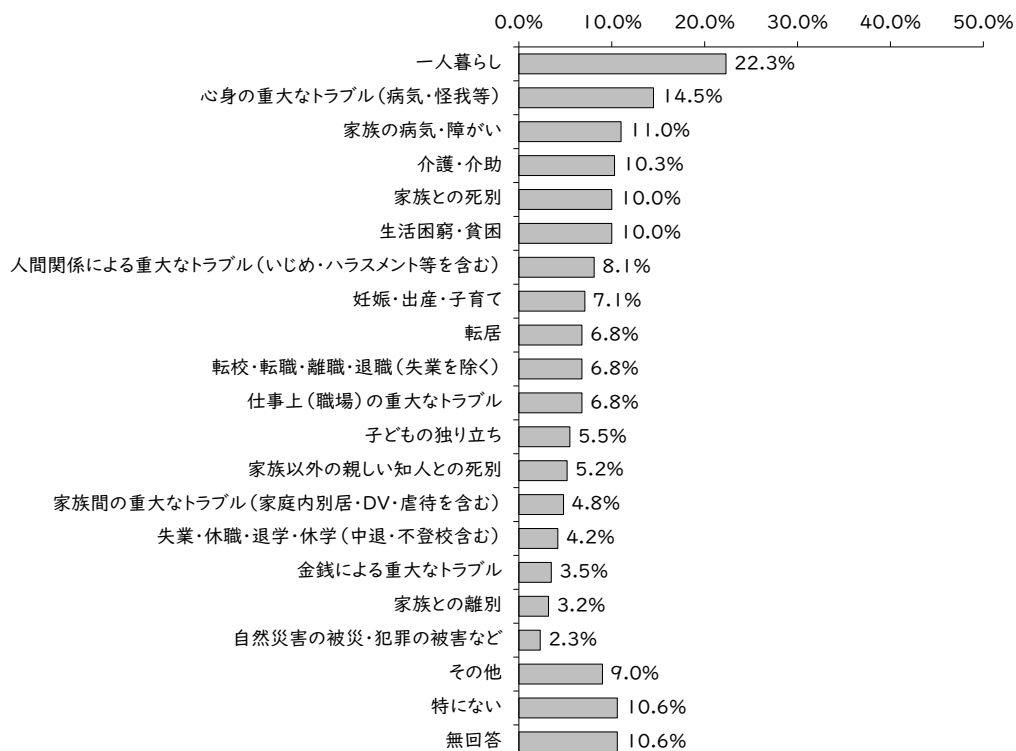


5で、「たまにある」「時々ある」「常にある」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

5-2 現在の孤独・孤立に強い影響を与えたと思われる出来事は何ですか。(1つだけ番号を○で囲んでください。)

「一人暮らし」がもっとも多く22.3%、次いで「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」が14.5%、「家族の病気・障がい」が11.0%となっています。

また、年齢別にクロス集計結果をみると10～20代は、「転校・転職・離職・退職(失業を除く)」と「一人暮らし」が最も高くなっている一方で、30代では「妊娠・出産・子育て」、40～50代では「心身の重大なトラブル(病気・怪我等)」と「家族の病気・障がい」、60代以降は「一人暮らし」とライフコースによって、孤独と感じる影響が異なっています。



【年齢別クロス集計】

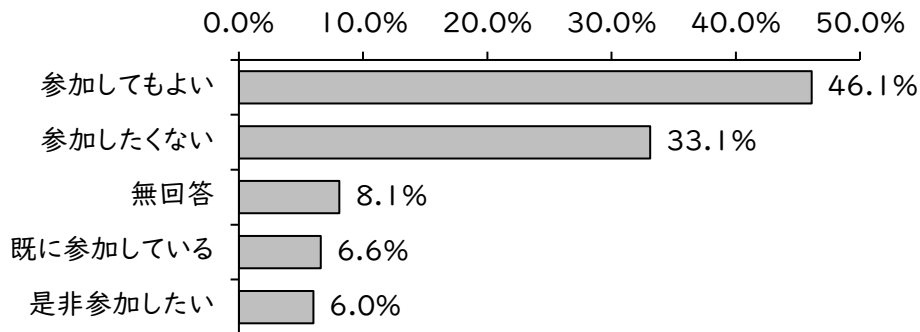
年齢別、現在の孤独・孤立に強い影響を与えたと思われる出来事

年齢	孤独な理由	割合	回答者数
15～19歳	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	33.3%	6
20～24歳	転校・転職・離職・退職(失業を除く)	33.3%	6
25～29歳	一人暮らし	43.8%	16
30～39歳	一人暮らし	27.3%	33
	妊娠・出産・子育て		
40～49歳	心身の重大なトラブル(病気・怪我等)	19.7%	66
50～59歳	家族の病気・障がい	17.9%	67
60～64歳	一人暮らし	27.3%	22
65～69歳	介護・介助	25.0%	20
70～74歳	一人暮らし	35.7%	14
75～79歳	一人暮らし	38.5%	26
80歳以上	一人暮らし	23.3%	30

(2) 高齢者等実態調査結果概要

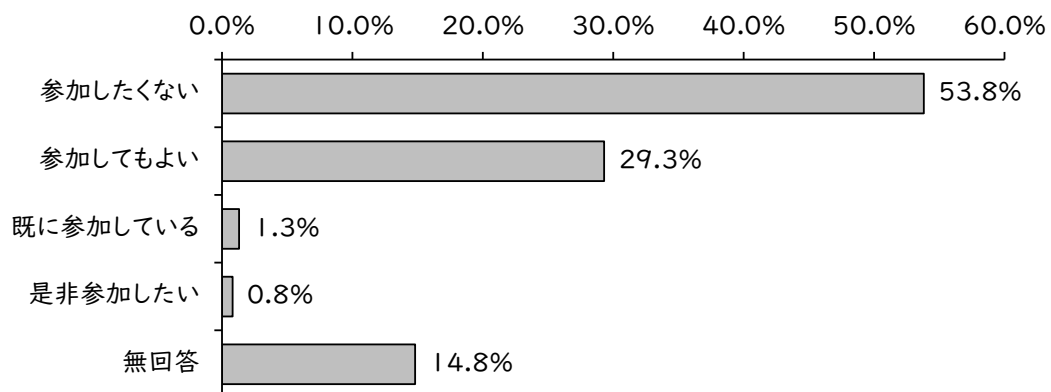
1. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(単数回答)

「参加してもよい」がもっとも多く 46.1%、次いで「参加したくない」が 33.1%、「既に参加している」が 6.6%、「是非参加したい」が 6.0%となっています。



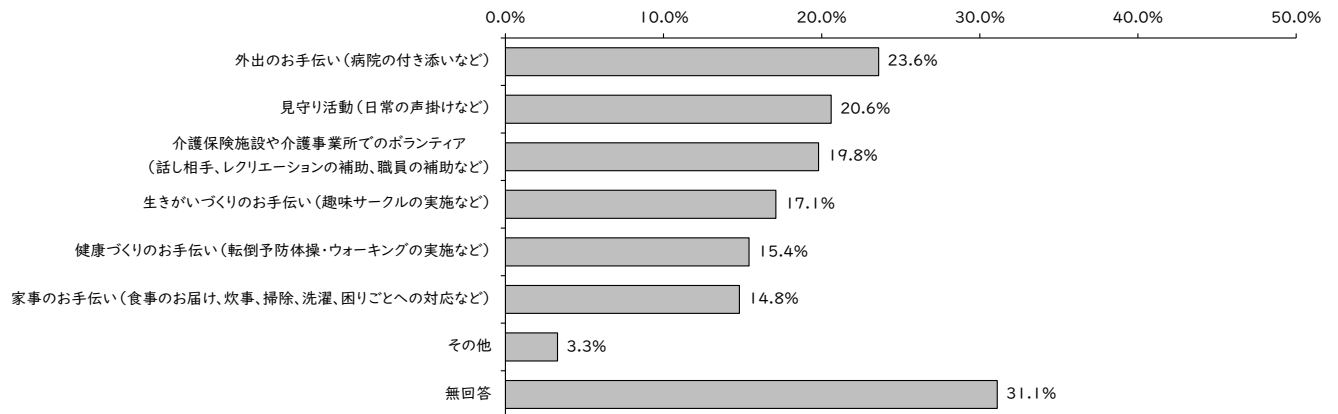
2. 支援を必要とする高齢者を支える地域のボランティア活動があれば、あなたはその活動に支援者として参加してみたいと思いますか。(単数回答)

「参加したくない」がもっとも多く 53.8%、次いで「参加してもよい」が 29.3%、「既に参加している」が 1.3%、「是非参加したい」が 0.8%となっています。



3. 支援を必要とする高齢者を支える地域のボランティア活動があれば、あなたはその活動に支援者として参加してみたいと思いますか。(単数回答)

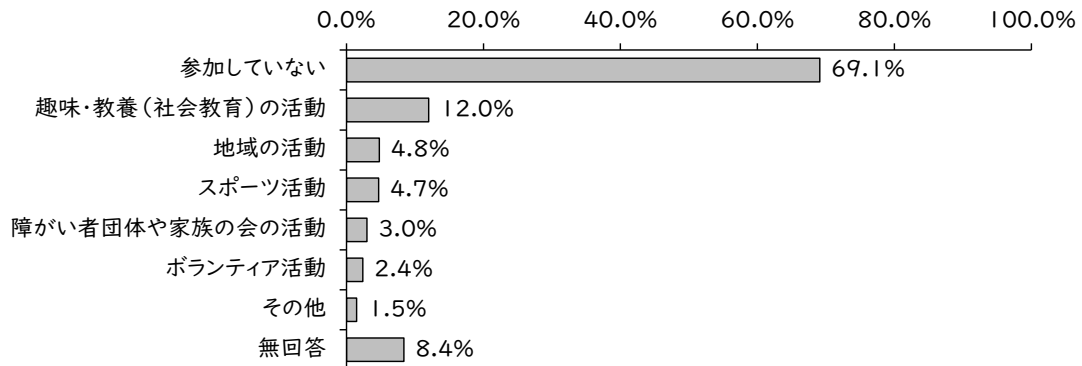
「外出のお手伝い(病院の付き添いなど)」がもっとも多く 23.6%、次いで「見守り活動(日常の声掛けなど)」が 20.6%、「介護保険施設や介護事業でのボランティア(話し相手、レクリエーションの補助、職員の補助など)」が 19.8%となっています。



(3) 習志野市障がい者基本計画等策定のためのアンケート調査結果概要

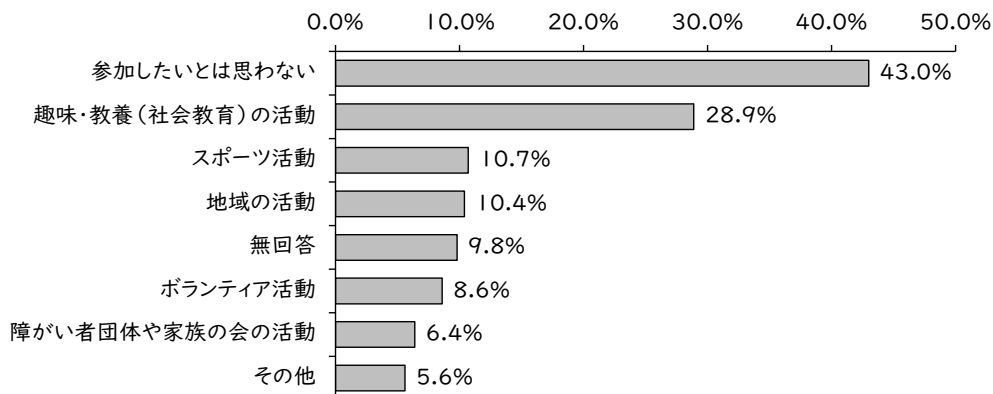
1. あなたは、次のような社会活動に参加していますか。(複数回答)

「参加していない」が 69.1%と最も多く、次いで「趣味・教養(社会教育)の活動」が 12.0%、「地域の活動」が 4.8%となっています。



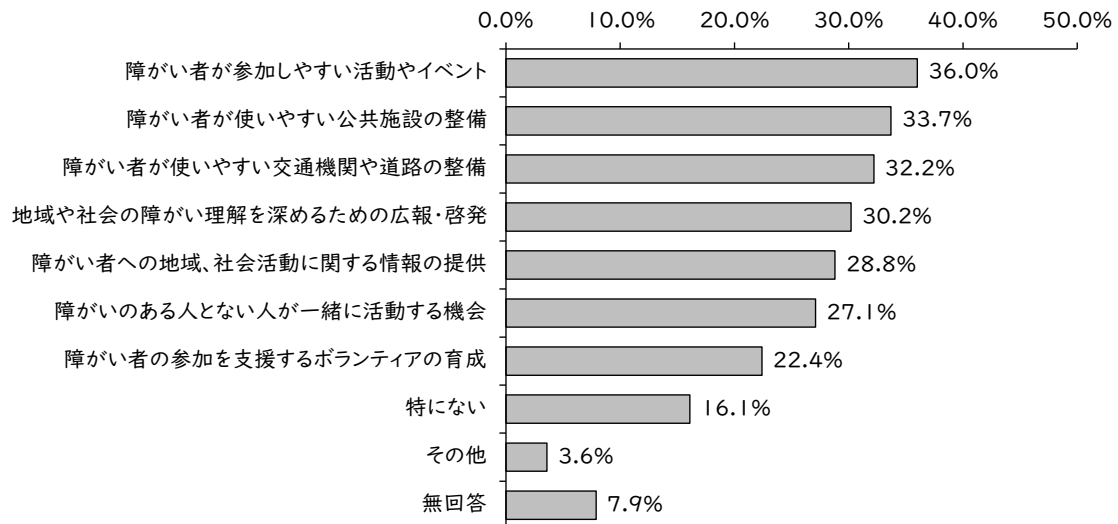
2. あなたは今後、次のような社会活動に参加したいと思いますか。既に参加している方も、今後参加したいかどうかお答えください。(複数回答)

「参加したいとは思わない」が 43.0%と最も多く、次いで「趣味・教養(社会教育)の活動」が 28.9%、「スポーツ活動」が 10.7%となっています。



3. あなたは、障がいのある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

「障がい者が参加しやすい活動やイベント」が 36.0%と最も多く、次いで「障がい者が使いやすい公共施設の整備」が 33.7%、「障がい者が使いやすい交通機関や道路の整備」が 32.2%となっています。

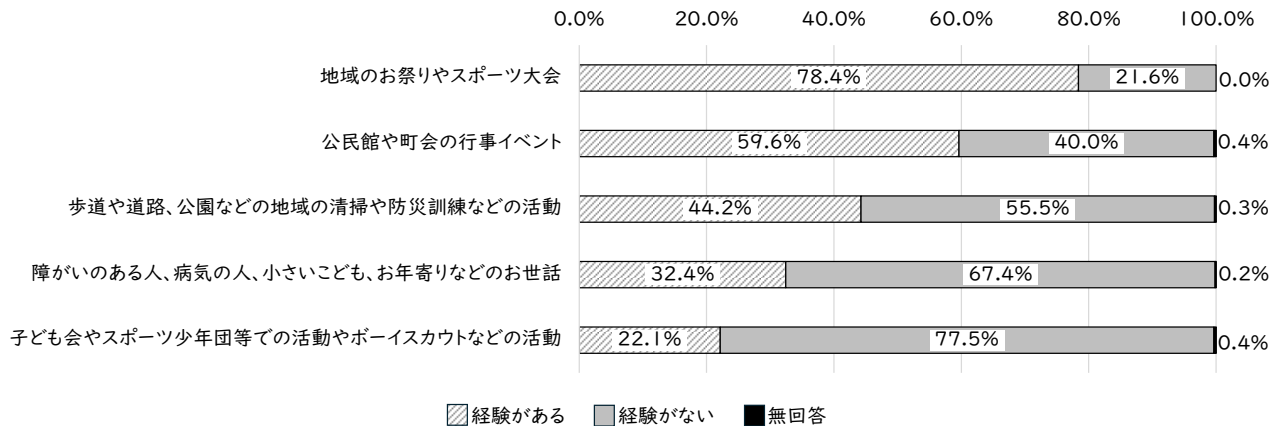


(4) こども・若者の生活等に関する実態調査結果概要

(小学校 4 年生～6 年生、中学校 1 年生～3 年生対象)

1. 地域活動に参加した経験はありますか。(単数回答)

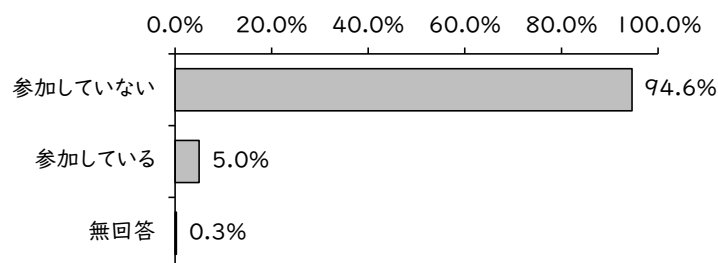
参加経験のある地域活動は「地域のお祭りやスポーツ大会」が 78.4%と最も多く、次いで「公民館や町会の行事イベント」が 59.6%、「歩道や道路、公園などの地域の清掃や防災訓練などの活動」が 44.2%となっています。



(高校生相当、大学生相当、23～29 歳対象)

2. 地域活動に参加したことはありますか。(単数回答)

「参加していない」が 94.6%と最も多く、「参加している」は 5.0%となっています。

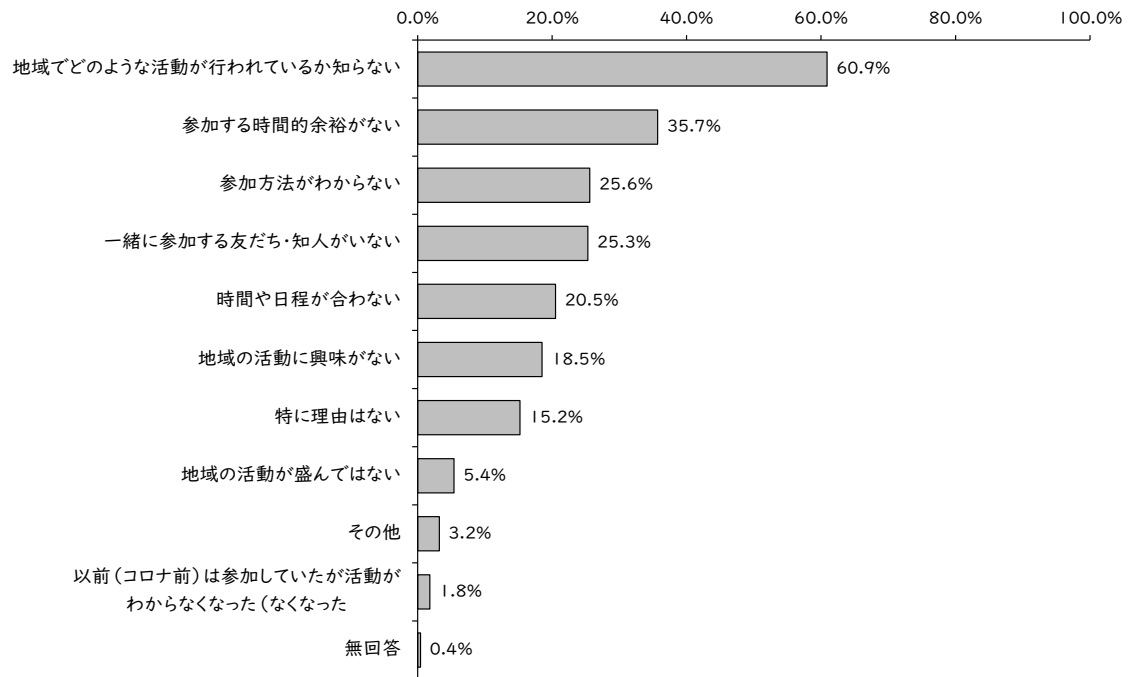


(高校生相当、大学生相当、23～29 歳対象)

2 で、「参加していない」を選ばれた方のみ、ご回答ください。

3. 地域活動に参加していない理由は何ですか。(複数回答)

「地域でどのような活動が行われているか知らない」が 60.9%と最も多く、次いで「参加する時間的余裕がない」が 35.7%、「参加方法がわからない」が 25.6%となっています。



第3節 地域福祉を取り巻く本市の課題

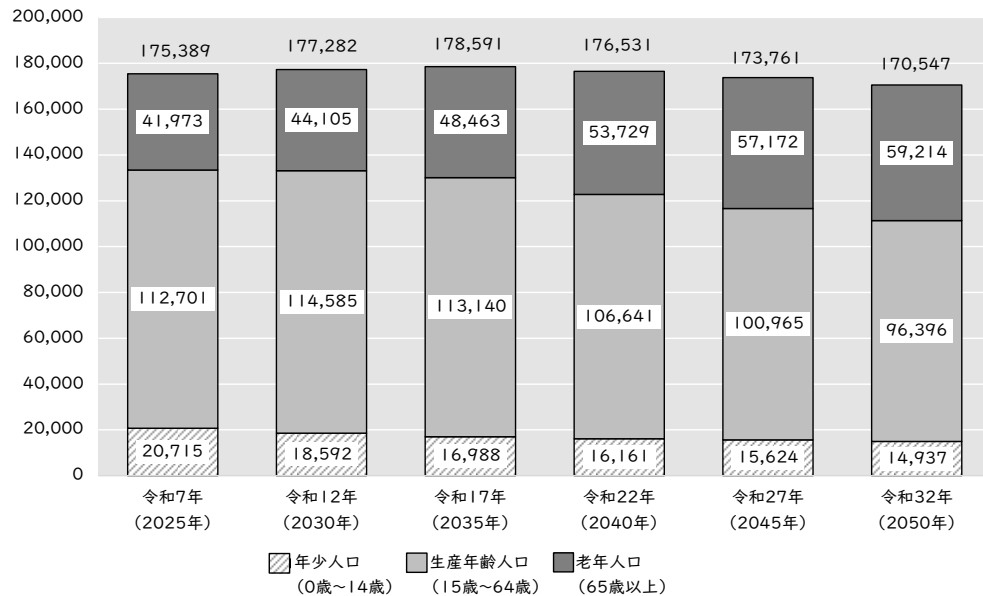
1. 将来人口の推計を踏まえた課題

(1) 将来人口推計

本市の将来人口の推計では、令和17年(2035年)に総人口のピークを向かえ、以降減少傾向となっています。令和32年(2050年)には170,547人となる見込みです。

＜将来総人口と3区分別人口の推移＞

(人)



資料:「習志野市人口推計結果報告書」

団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22年(2040年)の人口推計状況では、総人口は176,531人、その人口構成比は、老年人口が30.4%、生産年齢人口が60.4%、年少人口が9.2%となっています。

区分			総数		男性		女性	
推 計 人 口	推計人口		176,531	100.0%	87,724	100.0%	88,821	100.0%
	老年人口 (65歳以上)	85歳以上	11,692	21.8%	4,052	16.7%	7,650	25.9%
		75～84歳	15,435	28.7%	7,117	29.4%	8,328	28.2%
		65～74歳	26,602	49.5%	13,053	53.9%	13,538	45.9%
		高齢者総数	53,729	30.4%	24,222	27.6%	29,516	33.2%
	生産年齢人口(15～64歳)		106,641	60.4%	55,070	62.8%	51,519	58.0%
	年少人口(0～14歳)		16,161	9.2%	8,427	9.6%	7,795	8.8%

資料:「習志野市人口推計結果報告書」

(2) 団塊ジュニアが後期高齢者となる 2040 年問題

老年人口は、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる令和 22 年(2040年)には 53,729 と、令和 7 年 3 月時点対比で約 1 万 2 千人、6.7 ポイント増加し、人口全体に占める割合は、30.4%に至ると予測しています。

また、令和 22 年(2040年)には、所謂“団塊世代”が 85 歳以上の超高齢者へと移行します。

要介護認定者の割合は、加齢とともに急速に高まり、令和 4 年度の国全体の認定者発生率によると、前期高齢者は約 4%、後期高齢者は約 18%となっている一方で、超高齢者は約 60%が認定を受けるとされています。少子高齢化の進展により現役世代である生産年齢人口は減少し、税収や労働力人材が減となる中で、増加する要介護認定者への介護・福祉・医療サービスのニーズに対応するための多額の財源や人材確保が急速に求められます。

介護・福祉・医療サービスの質を確保しながら、量を共有するため、様々な取り組み・支援を引き続き対応していく必要があります。

<参考：国全体の認定者発生率(令和 4 年度 確定値)>

(人)

年齢区分	令和 4 年度末 第 1 号被保険者数	要介護(要支援)認定者数 (当年度末現在)	認定率
前期高齢者 65 歳～74 歳	16,359,200	709,801	4.3%
後期高齢者 75 歳～84 歳	12,939,221	2,277,414	17.6%
超高齢者 85 歳以上	6,546,713	3,827,129	58.5%

2. 福祉の現状を踏まえた課題

(1) 地域活動に参加しやすい環境づくりが重要です

核家族化や単身世帯の増加、働き方や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症対策等様々な社会構造の変化により全国的に地域のつながりの希薄化がさらに進んでいます。

本市の市民意識調査では、「仕事」や「家庭の場」以外で何か活動している人は約 1 割となっています。また、子ども・若者の生活等に関する実態調査では、若者世代（高校生相当、大学生相当、23～29 歳）では、地域活動に「参加していない」人は約 9 割となっています。

一方、地域活動への参加の意向については、例えば市民意識調査をみると現所在地域活動に参加していない人でも、「参加してもよい」方が約 4 割となっており、潜在的な活動意向は高いのが特徴です。

実際には、参加意向の高さと実際の参加度合いに差が見られるため、参加者が希望する参加形態や、参加の頻度等にも十分対応できるよう、市民が各種活動に参加しやすい環境づくりが重要です。

(2) 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の充実

単身世帯の増加や人間関係の希薄化が進む中、一つの世帯が複雑・複合的な課題を抱えている状態が増えています。

例えば、80代の親が 50代のひきこもりの子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育ての時期を同時に迎える「ダブルケア」、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー」、虐待や孤独・孤立、生活困窮問題など、高齢、障がい、子どもなどの個別の分野では対応が困難なケースが浮上しており、必要な支援が届いていない可能性があります。

そのため、身近な地域で複合的な課題を「丸ごと」受け止め、福祉、保健・医療、権利擁護、再犯防止、雇用・就労、産業、教育、住まい等に係る他機関が連携した包括的な支援体制を構築することで、支援を必要とする人のニーズに対応することが必要です。

また、複雑・複合的な課題に対応するため、地域での基盤を強化することが必要です、そのため、地域住民、多様な活動主体、企業、行政の協働による地域福祉の推進が大切です。

(3) 福祉サービスの充実と相談先等の各種事業の周知啓発

高齢化の進展により、要支援・要介護認定者数が増加したり、障害者手帳保持者数や自立支援医療の給付者数が増加しています。そのため、今後より多くの福祉サービスの提供が必要となるため、引き続き福祉・保健サービスの質を確保し、より向上していくことが必要です。

また、市民意識調査結果をみると、何かあったときの相談先がない人も約 5%となっており、割合は低いものの、相談先がない人もいます。また、孤独を感じる人（常にある+時々ある）が約 7%となっているため、これらの人に対して相談先等の周知が必要です。

サービスが必要な方へ情報が届くようにするため、情報の周知方法を工夫することで、誰も取り残されることのない社会の実現が求められます。

(4) 全ての人の権利が尊重される社会づくり

その人の状態や障がい等にかかわらず、全ての人が尊重される社会をつくることは非常に重要です。しかし、実際には子どもや障がい者等への虐待や、権利が侵害されることもある状態となっています。

さらに、認知症や障がいの理由により、一人で日常生活を送ることが困難な状況になる場合もありますが、その際には成年後見制度の円滑な適用やその他の各種サービス等の充実により、その人の権利が尊重されつつ、地域の中で引き続き生活できるよう、仕組みの充実と周知を進めていく必要があります。

(5) 誰もが安心・安全にらせるまちづくり

近年、全国的に地震や水害等の自然災害により被害が発生しています。

そのため、市民の方も防災に関する関心は高く、市民意識調査では、普段生活する中で心配、不安、気になることについて、約3割の人が「防災、災害時の避難に関すること」と回答しています。

一方、自主防災組織加入世帯数は年々増加していますが、組織率は減少傾向となっています。そのため、災害時に迅速に避難するために、引き続き自主防災組織や町会自治会への加入の促進など、平常時から住民同士が顔の見える関係性を築く必要があります。